

公立大学法人横浜市立大学 課外活動団体設立の手引き

(目的)

第1条 この手引きは、サークル・同好会等の課外活動団体設立の承認を受けるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 新規団体の設立に係る承認基準は次のとおりとする。

- (1) 活動目的と活動内容が明確であり、かつ本学の基本方針に沿っていること
- (2) 計画的、かつ継続的に運営される見込みがあること
- (3) 構成員として本学学生が5名以上在籍していること

(手続き及び必要書類)

第3条 課外活動団体新規設立の手続き及び必要書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 団体設立申請

課外活動団体の新規設立を希望する者は、以下の書類を各キャンパスの学務窓口に提出しなければならない。

- ア 学生団体設立届
- イ 課外活動団体規約
- ウ 構成員名簿
- エ 主要活動予定表

(2) 審査

各キャンパスの学務担当が申請書類を受理後、学生生活保健協議会での審議を経て決定する。

(禁止事項)

第4条 大学の公認を受けようとする団体は、以下の活動を行ってはならない。

- (1) 反社会的な活動
- (2) 営利目的の活動
- (3) 学内における無許可での寄附・募金活動・勧誘活動
- (4) その他学長が不適切と判断する活動

附則

(1) この手引きは、平成29年4月1日より施行する。

(規約の廃止)

(2) この規約の施行に伴い、平成27年2月5日施行の「公立大学法人横浜市立大学 課外活動団体設立の手引き」は廃止する。